

第 3 期千歳市商業振興プランの策定及び市独自の支援 金の概要について

■ 第3期千歳市商業振興プランの策定について

これまで本市では「第2期千歳市商業振興プラン」に基づき、商業機能の活性化に向けた様々な取組を行ってきました。

一方で地域を取り巻く経済環境は、少子高齢化に伴う人口減少や経済のグローバル化、ICT(情報通信技術)の発展・拡大や消費者ニーズ・ライフスタイルの多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的規模での新しい生活様式の導入や同感染症に対する危機管理意識の高まりなどにより、今後も目まぐるしく変化していくことが予想されます。

こうした状況下で、地域経済の課題に適切かつ的確に対処し、市内商業の活性化を図るためには、新たな施策を検討する必要があります。

また、市民の暮らしとともにある商業やサービス業は、本市の基幹的な産業であり、市民の暮らしの豊かさ工場及び地域の持続的発展を担っています。

こうした背景の中で、市民・事業者とともに、前プランの検証なども踏まえ、商業者の活力を生かすための目指す姿や基本方針を定め、時代に即した商業振興施策の展開を図ることを目的に、「第3期千歳市商業振興プラン」を策定しました。

■ 市独自の支援金の概要について

市内事業者支援給付金

国や道の支援金に上乗せした、千歳市独自の給付金を給付することとし、法人 20 万円・個人事業者に 10 万円を給付しています。なお、受付期間は当初の期間から1 か月間延長し、令和4年2月28日(月)まで受付しています。

ちとせスーパープレミアム付商品券 2021

市内における商品回復と地域経済の活性化を目的とし、プレミアム率 50%の商品券を販売し、現在追加販売の申し込みを受付しています。

ちとせ飲食クーポンについて

市内宿泊者向けに実施される「ちとせ割」を再開することに伴い、「ちとせ割」を利用して市内ホテル等に宿泊した方向けに1冊 2,000 円のクーポン券を配布しました。



新型コロナウイルス感染症対応

市内事業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響長期化により、疲弊している市内事業者へ、国や道の支援金に上乗せした、千歳市独自の給付金を給付します。

対象者

以下①～③すべてを満たす事業者が対象です。

- ①令和3年9月1日以前から申請日まで、継続して市内で事業を営んでおり、市内に事務所・営業所を有するもの
- ②月次支援金、道特別支援金(B)、道特別支援金(C)のいずれかを受給しているもの
- ③令和3年4月1日以降の休業・時短要請の対象となる事業を営んでいないもの

給付金額

法人 20万円 個人事業者 10万円

本給付金は月次支援金、道特別支援金に上乗せで支給します。

受付期間

最終日は当日消印有効です。

令和3年10月1日(金)～令和4年1月31日(月)

※対象要件や申請方法の詳細は、裏面や市ホームページでご確認ください。

<問い合わせ先>

千歳市産業振興部主幹(産業政策担当)

電話：0123-24-0116 FAX：0123-22-8851

申請書類

■全事業者共通

- ① 申請書・誓約書・請求書（市指定様式）
 - ② 通帳の写し（口座名義・口座番号が分かるページ）
 - ③ 月次支援金の振込みのお知らせ（ハガキ）の写し ※月次支援金受給者
 - ④ 道特別支援金支給決定通知の写し ※道特別支援金受給者
- ※③・④はいずれかの受給が必須です（市給付金のみ申請することは出来ません）

■法人

- ⑤ 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し
- ⑥ 市内で事業を営んでいることを証する書類 ※本店登記が市外の場合のみ
（営業許可証、不動産賃貸借契約書の写し等）

■個人事業者（千歳市外に住民登録されている方のみ）

- ⑦ 本人確認書類の写し（住所・氏名が掲載されているもの）
- ⑧ 市内で事業を営んでいることを証する書類
（営業許可証、不動産賃貸借契約書の写し等）

⑤～⑧は千歳市の事業継続支援給付金を受給された方は提出不要です。
（新規受付終了）
※提出時から変更がない場合のみ。

申請書提出先：

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34

千歳市産業振興部主幹（産業政策担当）

※窓口でも受付可能ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送での提出にご協力ください。

月次支援金、道特別支援金について

千歳市の給付金を申請するには、経済産業省で給付している「月次支援金」または北海道で給付している「道特別支援金(B)・(C)」のいずれかを給付していることが必要です。

①月次支援金

令和3年4月以降で売上高が50%以上減少した月がある場合

給付額：対象となる月1か月あたり、法人最大20万円、個人事業者最大10万円

問い合わせ先：0120-211-240

②道特別支援金（月次支援金との併給はできません）

(B)令和3年4月～7月で売上高が30%以上50%未満減少した月がある場合

(C)令和3年8月～9月で売上高が30%以上50%未満減少した月がある場合

給付額：(B) 法人10万円、個人事業者5万円 (C) 法人20万円、個人事業者10万円

問い合わせ先：011-351-4101

※売上高は、前年同月か前々年同月と比較した減少率で判定します。

※①・②ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少していることが要件です。

詳細は、上記の問い合わせ先（コールセンター）や各制度のホームページでご確認ください。